

松山市等 学生奨励金 起業資金

未来を創るあなたに、起業資金を100%支援

【給付対象者】

令和6年6月21日～令和7年3月31日の間に起業した学生等※

※**学生等**：奨励金申請日時点で大学等に在籍する学生、

大学等を卒業・終了・中途退学してから1年以内の者

※**大学等**：大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校

※**法人の代表者**又は**個人事業主**であること

※**法人の場合は本社又は本店、個人の場合は主たる事業所を市内に有すること**

※過去に奨励金の給付を受けていないこと

※市税の滞納がないこと

【給付上限額】

法人：35万円・個人事業主：10万円

問い合わせ・申請先

松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 本館8階

☎ 089-948-6550 ✉ sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

給付対象経費

- (1) 登録免許税、定款認証手数料その他法人の設立の登記に要する経費
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得に係る特許料、登録料、手数料等
- (3) 司法書士、行政書士、中小企業診断士等に対する委任報酬、委託費等
- (4) 名刺、チラシ、パンフレット等の印刷製本費
- (5) 広告費
- (6) 会計システム、顧客管理システム等のシステム導入費
- (7) 印鑑作成費
- (8) その他必要と認める経費

※消費税及び地方消費税相当額を除いた額・千円未満切り捨て

申請の流れ



申請に必要な書類

- 松山市学生等起業奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- 起業計画書（様式第2号）又はこれに記載すべき事項がわかる書類
- 給付対象経費内訳書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 給付対象者の運転免許証などの本人確認書類の写し
- 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写し
- 給付対象者の学生証その他学生等であることを証する書類
- 給付対象経費を確認できる領収書等の写し

詳細は松山市ホームページ掲載「手続き要領」をご確認ください。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/sousyutu/student.html>

※予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。